

様式第1号（第5条関係）

会議概要

会議の名称	令和7年久喜市選挙管理委員会第10回
開催年月日	令和7年9月1日（月）
開始・終了時刻	午前9時00分から午前10時50分まで
開催場所	久喜市役所 会議室棟 第1会議室
議長氏名	飯島 光 委員長
出席委員（者）氏名	飯島 光 委員長 森田靜也 委員長職務代理 飯田一夫 委員 橋本 勉 委員
欠席委員（者）氏名	なし
説明者の職氏名	選挙係長 蓮実純夫
事務局職員職氏名	選挙管理委員会事務局長 斧田直樹 選挙管理委員会事務局選挙係長 蓮実純夫 選挙管理委員会事務局選挙係 担当主査 前田淳紀 選挙管理委員会事務局選挙係 書記 中島宗久 選挙管理委員会事務局選挙係 書記 長谷川凜
会議次第	1 開会 2 会議録署名委員の指名 3 報告 4 協議 5 委員長提出議案の上程 6 提案理由の説明

	7 議案に対する質疑 8 討論・採決 9 諸報告 10 閉会
配 布 資 料	議案書 令和7年参議院議員通常選挙の期日前・当日投票基礎数値 令和7年参議院議員通常選挙の投票動向について 空調服に関するアンケート集計結果 条例・告示新旧対照表 選挙人名簿登録者数・在外選挙人名簿登録者数一覧 令和7年9月定例会議日程（予定）
会議の公開又は非公開	公開
傍聴人數	0人

様式第2号（第5条関係）

発言者・会議のてん末・概要
1 開会
議長（飯島委員長）
ただ今から、令和7年久喜市選挙管理委員会第10回を開会いたします。
本日の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。
2 会議録署名委員
議長（飯島委員長）
まず始めに、日程第2の会議録署名委員の指名ですが、今日はどなたでしょうか。
事務局（蓮実係長）
森田委員です。
議長（飯島委員長）
それでは、森田委員さん、よろしくお願いします。
3 報告
議長（飯島委員長）
次に、日程第3の報告でございますが、報告第3号「参議院議員通常選挙の結果について」事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

＜議案朗読＞

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙の結果について報告する
ものです。

議長（飯島委員長）

ただ今の報告につきまして、何かご質疑はございますか。

（異議なし）

4 協議

議長（飯島委員長）

無いようでしたら続きまして、日程第4の議案の協議でございますが、
協議第2号「久喜市議会議員及び久喜市長の選挙における選挙運動用自動
車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について」を事務局
から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

＜議案朗読＞

公職選挙法施行令の一部改正令が令和7年6月4日に公布、施行された
ことに伴い、これに準じて、久喜市の選挙に係る選挙運動用ビラ及びポス
ターの公営の公営単価を改正することについて、協議を求めるものです。

議長（飯島委員長）

ただ今の協議につきまして、何かご質疑はございますか。

議長（飯島委員長）

公職選挙法施行令の改正に伴って条例の金額を変更することですが、以前より、選挙運動用ポスター作成の枚数は政令の2に対し、1.2としているようですが、その理由を説明してください。

事務局（蓮実係長）

政令では、ポスター掲示場の2倍を単価の上限に乗じているのに対し、条例では1.2倍を乗じております。この比率は衆議院総選挙の選挙期間が12日に対し、市長選挙、市議会議員選挙が7日となり概ね比率が同様となることによるものです。

議長（飯島委員長）

以前、他市では限度額を政令より下げるのが主流となりつつあると聞いたように思いますが、この点についてはどうですか。

事務局（蓮実係長）

県選管の調査によると、県内の市では、ほとんどが政令と同様の単価に合わせる改正を行う予定とのことです。

また、国政選挙と地方選挙のポスター規格が統一されることに伴い、従来政令の基準を下回る単価としていた市では、政令の基準に合わせる改正が予定されているところもあります。

議長（飯島委員長）

従来どおり、単価については、国の基準に合わせた改正ということで理解しました。

他にご質疑はございますか。無ければ、協議第2号は原案どおり賛成す

ることにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、原案どおり賛成といたします。

続きまして、日程第5の議案の上程でございますが、本日の議案は21件でございます。

5 議案の上程

6 提案理由の説明

7 議案に対する質疑

8 討論・採決

議長（飯島委員長）

議案第39号「久喜市議会議員及び久喜市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正することについて」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

先ほどご協議いただきました条例改正に伴い、様式に記載の単価を改めるのもです。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第39号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

次に、議案第40号「久喜市選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額を定める件の一部を改正することについて」を上程いたします。事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

公職選挙法施行令の一部改正令が令和7年6月27日に公布、施行されたことに伴い、久喜市の選挙における選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償及び報酬の最高額を改正するとともに航空賃を追加するものです。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第40号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

次に、議案第41号「選挙人名簿に登録する者を定めることについて」及び議案第42号「選挙人名簿から抹消することについて」は、関連がございますので一括して上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

＜議案朗読＞

参考までに、地区別に申し上げますと、久喜地区、第1投票区から第18投票区は、56, 806人、菖蒲地区、第19投票区から第25投票区は、15, 713人、栗橋地区、第26投票区から第32投票区は、23, 019人、鷺宮地区、第33投票区から第40投票区は、31, 844人となります。

今回の選挙人名簿登録者数は、前回の選挙時登録時と比較して、男57人減の63, 214人、女42人減の64, 168人となり、総計99人減の127, 382人となります。

＜新規登録者名簿と抹消者名簿を供覧＞

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第41号及び議案第42号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

次に、議案第43号「在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」及び議案第44号「在外選挙人名簿から抹消することについて」は、関連がございますので一括して上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

＜議案朗読＞

今回の定時登録にて女1人を登録、女1人を抹消したため、在外選挙人名簿の登録者数は、男性33人、女性55人、総計88人と前回の登録時から人数の変更はございません。

＜在外選挙人名簿登録申請書について（通知）を供覧＞

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第43号及び議案第44号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

次に、議案第45号「裁判員候補予定者を選定するくじの方法について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

＜議案朗読＞

さいたま地方裁判所から本市に対する裁判員候補者の割当員数等の通知に基づき、候補者名簿を調製するものです。今回、久喜市には176人の割り当てがありました。くじの方法については、最高裁判所から配布された名簿調製プログラムを使用し、電子計算機により選定を行います。また、このてん末を記載した選定録を作成します。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第45号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

次に、議案第46号「検察審査員候補者予定者を選定するくじの方法について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

＜議案朗読＞

さいたま第一検察審査会及びさいたま第二検察審査会の各事務局長からの検察審査員候補者の割当員数等の通知に基づき、候補者名簿を調製するものです。今回、久喜市には13人ずつの割り当てがありました。くじの

方法については、裁判員候補者予定者選定の名簿調製プログラムを使用し、電子計算機により選定を行いますが、久喜市は検察審査会の管轄が二つありますので、それぞれ選定を行います。また、このてん末を記載した選定録を作成します。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第46号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

次に、議案第47号「裁判員候補者予定者の選定のくじを行うべき日時及び場所について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

＜議案朗読＞

裁判員候補者予定者の選定のくじは、9月18日（木）午前9時から、久喜市役所 会議室棟 第1会議室で行います。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第47号は、原案どおり決定することにご異議ございま

せんか。

(異議なし)

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

次に、議案第48号「検察審査員候補者予定者の選定のくじを行うべき日時及び場所について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

検察審査員候補者予定者の選定のくじは、9月18日（木）午前9時15分から、久喜市役所 会議室棟 第1会議室で行います。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第48号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

次に、議案第49号「久喜市議会議員一般選挙と久喜市長選挙を同時にを行うことについて」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

＜議案朗読＞

いずれも任期は令和8年4月24日となります。

久喜市議会議員一般選挙と久喜市長選挙を同時選挙とすることにより、それぞれの選挙に係る事務が1つの選挙として処理でき、効率化が図られるものです。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第49号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

次に、議案第50号「選挙期日等の決定について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

＜議案朗読＞

任期満了日は市議会議員、市長、ともに令和8年4月24日となっております。つきましては、選挙期日を令和8年4月19日、告示期日を令和8年4月12日とするものです。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

議長（飯島委員長）

これまで日程はいつ頃と決めていましたか。

事務局（蓮実係長）

任期直前の日曜日としております。

議長（飯島委員長）

他にご質疑はございますか。

無ければ、議案第50号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

次に、議案第51号「選挙時登録の登録基準日等の決定について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

選挙人名簿の登録基準日及び登録日を告示日の前日となる令和8年4月

11日とするものです。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第51号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

ここで、次の議案第52号及び議案第53号についてですが、事務局から除斥（じょせき）事項の説明があります。

事務局（蓮実係長）

議案第52号及び議案第53号につきましては、久喜市長選挙及び久喜市議会議員一般選挙における選挙長とその職務代理者の選任に係る議案でございます。

議案では、飯島委員長及び森田職務代理を選任することとさせていただいておりますが、地方自治法第189条第2項の規定により、当該委員は議案の審議に参加することができない除斥事項に該当することとなります。しかしながら、同項但し書きの規定によりまして、委員会の同意を得たときは、会議に出席し発言することができることとされております。

議案第52号は飯島委員長、議案第53号は森田委員長職務代理の除斥事項となります。

議長（飯島委員長）

再開いたします。

議案第52号及び議案第53号については、地方自治法第189条第2項本文の規定に該当し、当該委員の除斥事項となります。同項但し書きの規定により、委員会の同意を得たときは、会議に出席し発言することができます。皆様同意していただけますでしょうか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

皆様からの同意をいただきましたので、地方自治法第189条第2項但し書きの規定を適用することとして議事を進めます。

それでは議案第52号「選挙長の選任について」を上程いたします。事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

＜議案朗読＞

久喜市長選挙及び久喜市議会議員一般選挙の選挙長に飯島委員長を選任するものです。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第52号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

次に、議案第53号「選挙長の職務を代理すべき者の選任について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

＜議案朗読＞

久喜市長選挙及び久喜市議会議員一般選挙の選挙長の職務代理者に森田委員を選任するものです。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第53号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

次に、議案第54号「開票の事務を選挙会の事務に併せて行うことの決定について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

投票を開披分類し、候補者ごとの得票数を出す開票と、当選人の決定をする選挙会の事務を併せて行うことにより、開票結果がそのまま当選人の決定となるものです。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第54号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

次に、議案第55号「選挙会の日時及び場所の決定について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

選挙会を選挙期日である令和8年4月19日午後9時から、毎日興業アリーナ久喜 メインアリーナにて行うこととするものです。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第55号は、原案どおり決定することにご異議ございま

せんか。

(異議なし)

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

次に、議案第56号「投票及び開票の順序の決定について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

<議案朗読>

投票用紙は別々に交付し、別々の投票箱に投函します。市長選を先に交付し、投票箱に投函し、次に市議選を交付して投票箱に投函します。

開票は同時に行います。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第56号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

次に、議案第57号「立候補届出の受付場所及び受付順序の決定方法に

ついて」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

＜議案朗読＞

立候補届出の受付場所を久喜市立久喜南中学校屋内運動場（体育館）に決定します。また、受付時間は午前8時30分から午後5時までです。午前8時30分前に受付会場に到着した候補者については、くじで受付順序を決定し、午前8時30分以降に受付会場に到着した候補者は到着順とするものです。

受付順序を決定するくじは選挙ごとに、まず、くじを引く順序を定めるくじを行い、次に受付順序を決定するくじを行います。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第57号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

次に、議案第58号「立候補予定者説明会の開催日時等の決定について」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

＜議案朗読＞

立候補予定者説明会を令和8年3月4日（水）午後2時から、久喜総合文化会館小ホールにおいて、市長選、市議選の説明会を同時に開催します。

当日は、警察、郵便局の職員にも同席いただき、選挙運動、自動車の設備外積載、選挙運動用はがき等についても、説明していただく予定です。

なお、広報くき10月号及び市ホームページで周知します。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第58号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、原案どおり決定いたしました。

次に、議案第59号「久喜市長選挙及び久喜市議会議員一般選挙に用いる不在者投票用封筒の公印刷込みについて」を上程いたします。

事務局から朗読及び説明をお願いします。

事務局（蓮実係長）

＜議案朗読＞

不在者投票にかかる封筒について、事前に印刷発注するにあたり、久喜市選挙管理委員会印と一緒に印刷されるようにするものです。

議長（飯島委員長）

ただ今の説明につきまして、何かご質疑はございますか。

無ければ、議案第59号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長（飯島委員長）

異議なしと認め、本案は原案どおり決定いたしました。

本日の議案は、これですべて終了しました。

9 諸報告

議長（飯島委員長）

続きまして、日程第9の諸報告ですが、事務局から何かありますか。

事務局（斧田事務局長）

久喜市議会令和7年9月定例会議の日程についてお知らせします。

令和7年9月定例会議日程（予定）

再開：9月1日（月）～10月1日（水）

日程：・一般質問 9月 5日（金）・ 8日（月）

10日（水）・11日（木）

・議案質疑 9月17日（水）

・総務常任委員会・分科会 9月19日（金）

・最終日 10月 1日（水）

10 閉会

議長（飯島委員長）

以上で、久喜市選挙管理委員会を閉会とします。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和7年12月1日

委員長 飯島光

署名 委員 森田靜也